

「福祉除雪サービス事業」と「屋根雪下ろし助成事業」のご案内

福祉除雪サービス事業

ひと冬に3回まで、無料で以下のサービスをご利用できます。

- 玄関先から公道までの幅1m程度の生活路の除雪
- 「通気口がふさがる」「窓ガラスが破損する恐れがある」等の危険な箇所の除雪
- × 賃貸住宅、店舗、車庫、物置、裏口の生活路等の除雪は対象外です。

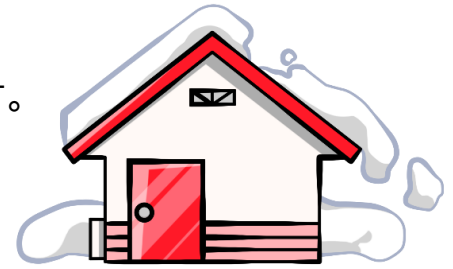
※ 日時指定はできません。



屋根雪下ろし助成事業

ひと冬に10,000円を上限に屋根雪下ろしに要した費用を助成します。

- 助成金を申請する方が、現に住んでいる住宅が対象です。
- × 入院中、施設入所中などの場合は対象となりません。
- × 賃貸住宅、店舗、車庫、物置等の雪下ろしは対象となりません。

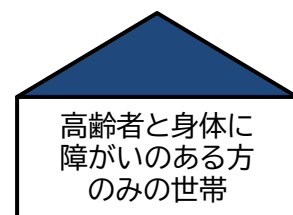
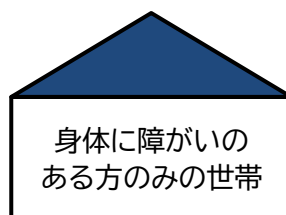
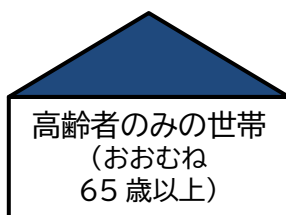


利用対象世帯について

1. 今年度の市民税所得割が課税されていない世帯
2. 自力での除排雪が困難な世帯
3. 除排雪を援助してくれる親族、知人等が近くにいない世帯
4. 敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置を設置していない世帯



これら4つの条件を満たした以下のいずれかの世帯が対象です。



このほか、ひとり親世帯、重度の知的障がいや精神障がいのある方のみの世帯なども対象となる場合があります。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

※ 生活保護世帯は対象となりません。

※ 生活保護世帯の除雪については、担当のケースワーカーへご相談ください。

利用の申し込みについて



サービス利用希望者

利用申請書、同意書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、民生児童委員さんへ提出してください。

民生児童委員

民生児童委員さんから、小樽市社会福祉協議会へ、利用申請書と同意書を提出してもらいます。

小樽市社会福祉協議会

小樽市で課税状況等を調べたのち、**利用決定通知書**、または却下通知書をサービス利用希望者へ直接郵送いたします。

※ お住いの地区の民生児童委員さんがわからない場合は、小樽市社会福祉協議会までお問い合わせください。

申請期間

※ 福祉除雪、屋根雪下ろし助成ともに、利用には事前の申請が必要です。

令和5年9月20日(水)～令和6年2月29日(木)

実施期間

※ 利用決定を受けた方が、福祉除雪を利用できる期間及び屋根雪下ろし助成金を請求できる期間です

令和5年12月1日(金)～令和6年3月15日(金)

利用決定後のサービス利用について

福祉除雪サービスを利用したいとき

- 除雪をしてほしいときに、お住いの地区の民生児童委員さんへ連絡してください。
- 福祉除雪サービスをご利用いただくには、民生児童委員さんをとおしてのお申し込みが原則です。
- 降雪量が多い時などには、除雪に何うまで時間をいただく場合もございます。
- 利用回数、除雪箇所につきましては、表面をご参照いただき、適切にサービスをご利用ください。

雪下ろしにかかった費用の助成を受けたいとき

- 利用される方ご自身で、業者を手配して雪下ろしを実施してください。
- 実施後、「屋根雪下ろし助成金請求書」に必要事項をご記入のうえ、領収書と一緒に**令和6年3月15日(金)****【必着】**までに社会福祉協議会へ郵送してください。
- 書類を確認したのち、社会福祉協議会からご本人の口座へお振込みいたします。

お問い合わせ先

小樽市社会福祉協議会 地域福祉係

〒047-0033 小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター内

電話:23-7847 FAX:32-5641 メール:o-chifuku2023@otaru-shakyo.jp